

「ごみ減量化推進宣言店(事業所)」実施要領

趣 旨

ごみ減量化・資源化に取り組む店舗、事業所等を「ごみ減量化推進宣言店(事業所)」として指定することにより、ごみ減量化・資源化への取り組みをさらに拡大し、併せて市民の積極的な利用と協力を得ることにより、市、市民、事業者が一体となったごみ減量化運動の展開を図ることを目的とする。

対 象

市内店舗、事業所

推進事項

- ①資源物(牛乳パック、空き缶、トレイなど)の店頭回収推進
- ②簡易包装の推進
- ③使い捨て容器、製品の使用削減
- ④マイバッグ持参、レジ袋の再利用促進
- ⑤再生製品の使用と販売
- ⑥店舗、事業所等で発生する紙類、ビン類などのリサイクルの推進
- ⑦広告、チラシ、事務用紙などへの再生紙使用促進と使用量の抑制
- ⑧市民へのごみの減量化・再資源化の呼びかけ
- ⑨従業員へのごみ減量化・再資源化教育の推進
- ⑩その他、各店舗、事業所等の創意工夫によるごみ減量化・再資源化推進

指定方法

指定を受けようとする者はごみ減量化推進宣言店(事業所)申込書を提出し、市は推進事項の確認後、指定を行う。
指定した者に対して、指定証の交付及び標示ステッカーを配布する。

手続きの流れ



公表

ごみ減量化推進宣言店(事業所)を市ホームページ等で公表し、市民の積極的な利用を推進します。

申し込み・問い合わせ先

豊後高田市 環境課

〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3
電話 25-6218 ファックス 22-0955